

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和4年3月28日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

箱根登山バス株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

「沿線にお住まいのお客さまの生活インフラ」並びに「国内有数の観光地である箱根の交通網」の一翼を担う当社には、不透明な事業環境下においても安定的な事業運営を継続し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の移動ニーズ・観光ニーズに確実に応えていく使命がある。

『密』な環境や時間を回避・短縮したい」というコロナ禍を受けた新たな社会風土を背景とした「速達性・快適性に対するニーズの高まり」等の時代の変化へ適応するため、営業所の統廃合による経営資源集約化を実施し、インバウンドを含め今後も多くの需要が見込める箱根エリアにおける新規路線の開設をはじめとした路線網の再構築を推進する。

目まぐるしい事業環境の変化に柔軟に対応できる機動的且つ効率的な事業運営、従業員の雇用確保、並びにお客様のニーズに沿った安定的な移動サービスの提供を継続し、「世界に誇る観光地 箱根」の持続的な価値向上に貢献していく。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である令和8年（2026年）3月期のROAが、基準年度である令和3年（2021年）3月期のROAを5%ポイント以上上回ることを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

令和8年（2026年）3月期において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以下となることを目標とする。また、経常収支比率は100%を上回る予定である。

##### (4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

道路旅客運送業（分類コード43）

（選定の理由）

同事業は当社の全社売上高の9割以上を占める主幹事業であり、同事業について重点的に事業モデルの革新を図っていくことが、経営の安定化や提供サービスの充実化に最も効果的であると考えられるため

(6) 事業適応の具体的内容

近年、当社を取り巻く事業環境は、大涌谷周辺における噴火警戒レベルの引上げや大型台風等の自然災害、さらにはコロナ禍を受けた観光需要の低迷など、予見困難な外的要因を背景に一段と厳しさを増している。また、今後のウィズコロナ・ポストコロナ時代においては、「マイカーで箱根を訪れるお客さまによる局所的なバス利用」や、「旅行中における『密』環境の回避・短縮への意識に連動した速達性・快適性の追求」といった新たなニーズの定着化が予想される。

コロナ禍を受け、お客様の志向は従来の主流であった周遊スタイルから目的地を絞った観光へシフトしており、特に、桃源台から強羅エリア並びにその道中にある人気の高い美術館等の観光施設をダイレクトに目指す移動需要はこれまで以上に増加することが見込まれる。このような環境変化への適応策として、「芦ノ湖桃源台から箱根登山電車強羅駅を結ぶ新たなバス路線を開設」することで、運行区間における移動時間の短縮に伴う速達性の向上、旅客分散化による車内混雑緩和や乗換えの不要化に伴う快適性の向上を図るほか、箱根ロープウェイ運休時の代替ルートを確保し、移動サービスの向上を実現する。

一方で、運転士の高齢化や恒常的な人材不足が顕在化している労働市場や当社の事業運営体制の現況等に鑑みると、新規路線の開設には「既存の経営資源の効率運用」が必須となる。これを踏まえ、令和4年（2022年）10月に、多くの路線の起終点となる箱根湯本駅近隣に一定の面積を確保した新営業所を開業することにより回送距離を削減するほか、既存の5営業所を2営業所にまとめ経営資源の集約化を図り、車両・要員を新営業所に重点的に配分することで事業余力を創出する。

また、令和6年（2024）3月期以降においても、営業所の統廃合を契機として、鉄道・バス並走区間における箱根登山鉄道との連携による箱根湯本駅を起点とした運行体制の構築、路線・エリア毎の特徴を考慮した運行配分の実現、実証実験中の座席定員制バス「芦ノ湖ライナー」の定期運行化など、「お客様にとって利用しやすく且つ当社の業績向上に資する最適なバス路線網の構築」に継続して取り組んでいく。

以上により、計画終了年度である令和8年（2026年）3月期において、新たに開設する「芦ノ湖桃源台から箱根登山電車強羅駅」を結ぶ乗合バス路線の売上高が全社売上高の1%以上となることを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和4年(2022年)3月28日

終了時期 令和8年(2026年)3月31日